

まつどニュース

2026/8/17 【災害情報】

発行／松戸市 お問い合わせ TEL 047-366-7320 FAX 047-362-6162



松戸市お知らせ
キャラクター・
まつまつ

松戸市公式LINE

問：広報広聴課 ☎047-366-7320

友だち追加すると、
松戸市のいろい
ろな情報・お知
らせの中から、
あなたにぴった
りな情報をお届
けします。



松戸市公式
LINE

令和8年8月千葉豪雨 被災者生活再建のご案内〔8月17日(月)時点〕

令和8年8月13日に発生した「令和8年8月千葉豪雨」では、床上・床下浸水を始め、多くの被害が発生しました。市では、被災者の方を支援する取り組みを進めています。各担当課にご相談ください。

◆ 災害見舞金について ◆

問：福祉政策課地域福祉担当室 電話047-366-3019(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

松戸市に住民登録されている方が現に居住している住居が火災や自然災害などによって被災された場合、被害に応じて災害見舞金を支給します。

【見舞金の種別と金額について】

1 地震・風水害

住家の全壊	一般世帯	50,000円	単身世帯	20,000円
住家の半壊	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円
床上浸水	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円

2 傷病見舞金

災害により負傷し、2週間以上入院	1人 10,000円
------------------	------------

※単身世帯とは、社員寮、学校寮、収容施設等の単身居住者をいう。一般世帯とは、単身世帯以外をいう。

その他

- ・災害見舞金はこの他、「火災」「ガス爆発」「消火活動による水損」があります。
- ・支給手続きにあたり、被害状況が分かる写真や罹災証明書等をご用意の上、同担当室までご連絡ください。



市ホームページ

◆ 罹災証明書・罹災届出証明書の発行について ◆

問：税制課 電話047-366-7321(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

罹災証明書：は、災害により被害のあった住家の被害の程度を証明するものです。

発行される証明書には「一部損壊」、「準半壊」、「半壊」、「全壊」など被害の程度が記載されます。

市の職員が被害の状況を調査し、証明書を発行します。

※罹災証明書は原則、被害の状況を調査し、発行の可否を判断するため、発行まで日数がかかります。

※修繕済の建物で被害状況を確認することができない場合、罹災証明書の発行ができないことがあります。

罹災届出証明書：災害により被害を受けたことについて、その事実を市に届け出たことを証明します。

罹災証明書の発行の対象にならない建物や建物の付帯物(塀・門扉・カーポートなど)及び家財等の動産被害が対象です。

また、車両への証明書の発行も対象となります。

※罹災届出証明書は、あくまでも市に届出があったことを証明するものであり、災害との因果関係や被害の程度を証明するものではありません。



市ホームページ

◆ 災害ごみの分別について ◆

問: 廃棄物対策課 電話047-704-2010(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

災害ごみを出す際は、可能な範囲で分別(粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみ・家電リサイクル法対象品目)していただきますよう、ご協力をお願いします。
適切に分別していただくことで、災害ごみの収集や処分をより短時間で行うことができます。
また、可能な場合は、災害ごみであることが分かるよう、張り紙をするなどの表示をお願いします。

災害ごみの回収について

災害ごみにつきましては、順次回収にお伺いいたします。災害ごみを出す際は、可能な範囲で分別したうえで、できるだけ複数世帯でまとめて出してください。また、災害ごみであることが分かるよう、張り紙などの表示をお願いします。

ご準備ができましたら、廃棄物対策課(047-704-2010)までご連絡ください。

持ち込みの方について

令和8年8月17日(月曜)9時以降、日暮クリーンセンター(047-388-6555)へご連絡ください。



市ホームページ

◆ 浸水被害に遭われた家屋等の消毒について ◆

問: 環境保全課 電話047-366-7336(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

市による消毒作業を希望される場合は、環境保全課へご連絡ください。
作業内容は個人での対応が難しい床下の消毒作業となります。
家屋の基礎の通気口から消毒液を噴霧します。家屋構造や通気口の大きさによっては、消毒できない場合があります。
また、消毒の範囲は、通気口から噴霧が届く範囲となります。

消毒は乾燥していないと効果がないため、乾燥してからの対応になる場合があります。
ご理解、ご協力のほどお願いします。

ご家庭での消毒方法について ※掃掃時の注意事

1. ゴーグル・マスク・手袋・底の厚い靴などを着用(目や口の保護・ケガ予防)
2. ドアと窓を開けて、しっかり喚起
3. 汚泥は十分に取り除き、しっかり乾燥
4. 清掃後はしっかりと手洗い



市ホームページ

◆ 市内被災者に対する市営住宅の提供について ◆

問: 住宅政策課 電話047-366-7366(土日、祝日・休日を除く午前9時から午後4時30分まで受付)

松戸市では令和8年8月千葉豪雨で被災された市民の方に対し、下記の通り、市営住宅を提供しています。

対象者: 令和8年8月千葉豪雨により被災し、居住していた住宅が床上浸水等の被害を受け、居住継続が困難となった市内世帯

提供住宅: 現在調整中

使用期間: 原則3か月(最長1年まで更新可)

使用料: 市営住宅家賃、敷金を免除(光熱水費等は自己負担)

受付: 申し込みは先着順で、提供できる戸数には限りがございます。所定の申請書及び証明書類を提出の上、受付順に順次、入居手続きを行います。

その他: ●設備についてはお問い合わせください。●ペットの飼育はできません。

※身体障害者補助犬法に基づく補助犬は認められます。



市ホームページ

災害復旧コールセンターを設置しています

問: 047-366-7309

受付時間: 8月16日(日): 19時まで、8月17日(月)以降: 9時～19時